

特集

「道徳」の教科化を考える

中央教育審議会は2014年10月21日、小中学校の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」（仮称）と位置づけて検定教科書の使用を求める答申を下村博文文科相に提出した。

これを受け文部科学省は、2015年2月4日新たな教科とする、記述式の評価も含む小中学校の「道徳科」の教育内容を示す学習指導要領を発表した。新学習指導要領は小学校は18年度、中学校は19年度から実施であるが、「全部又は一部」を15年度から前倒し実施出来るとしている。その際、同省が作成した教材「私たちの道徳」を検定も経ずに教科書のように使用される。すでに全国の学校に配布し、家庭にも活用を求めている。

中学校の「道徳科」の指導内容では、集団や社会との関わる項目として、遵法精神・公徳心・社会参画・公共の精神などが強調され、戦後の民主憲法下で基軸となる人間の尊厳、平和、国民主権などの観

点が抜け落ちている。

このように文科省が科学的根拠もなく一方的な価値観で教育内容を決め、教科書を使って教え込み、その価値基準で、子どもの考え方や態度を評価し管理・統制することは、教育の条理に反する。

このことは、戦前、子どもを戦争に駆り立てた教科「修身」の歴史的経験から明らかではないか。

安倍政権は、かつての我が国の植民地支配や侵略戦争を認めず、「積極的平和主義」の名のもとに集団的自衛権行使容認、武器輸出緩和、軍事費増大、沖縄辺野古新基地建設など戦争できる国への歩みをすすめている。

この下で、「特別の教科・道徳」に私たちはどう向き合っていくべきか、他の先進国における道徳教育のあり方も見て一緒に考えたい。